



epooca

静岡県男女共同参画センター・あざれあ情報誌

エポカ vol.125

2017年4月号

あざれあ相談

女性相談

ひとりで悩まないで・・・まずは電話で話してみませんか？

夫やパートナーとの関係、子どもや家族をめぐる悩みや苦しみなどのご相談に応じます。
すべて女性の相談員・弁護士・医師による相談です。安心してお電話ください。



0558-23-7879 賀茂
055-925-7879 東部
054-272-7879 中部
053-456-7879 西部

※混み合う場合がございます。時間をあけておかけ直してください。

月・火・木・金 9:00～16:00

水曜日 14:00～20:00

第2土曜日 13:00～18:00

※いずれも日・祝を除く



要予約・託児つき・無料
あざれあ女性相談の番号におかけください。

月	火	水	木
DV・ その他暴力 10:00～15:00	第3 弁護士相談 13:00～16:00	DV・ その他暴力 14:00～19:00	DV・ その他暴力 10:00～15:00
	偶数月第4 精神科医相談 14:00～16:00		

男性電話相談

解決の糸口が見える！

ストレス社会に生きる男性のまわりには、さまざまな悩みがあります。ひとりで悩むより相談してみませんか？
自分の生き方、家庭の問題、仕事や健康の悩みなど、あなた自身が解決の糸口を見出すために専門の男性相談員が電話で相談にのります。

毎月第1・3土曜日 13:00～17:00

※つながらない場合は、少し時間をおいてかけ直してください。
※第1・3土曜日が休館日の場合、次の週の土曜日に相談を実施します。

専用電話 054-272-7880

小野 美智代 さん (公益財団法人 ジョイセフ・HiPs / 三島市在住)



★夫婦別姓を選択する

夫と娘2人の4人家族です。夫とは長男長女の結婚だったので、両家の親族と友人を招待し挙式と披露宴を盛大に挙げましたが、法律上、夫婦ではありません。つまり法律婚ではなく「事実婚」です。法律婚をしない理由は、現在の日本の民法では夫婦別姓を選べないからです。市役所で結婚届は受理されませんでした。もし、夫婦別姓を選択することが日本の法律で認められていれば、法律婚をしていると思います。

そもそも私が自分の姓にこだわるのは、旧家の姉妹の長女として生まれ、「婿を取れ」という祖父からの圧力が幼い頃からあったという理由が一つにあります。そして、夫が自営業を継ぐ長男ということもあり、結局、「姓は変えない方が両家にとって良い」とそれぞれの家のことを考えて、別姓を貫くための事実婚をすることに決めました。

夫婦別姓であることに、今、まったく問題を感じていません。別姓は私と夫の考え方、生き方に即していて、我が家は、戸籍が別の世帯主が2人いる状態です。私は配偶者として夫に属するのではなく自立したひとりの人間として、生活のさまざまな側面で物事に対峙する際に自己判断ができ、諸々の物事が非常にスムーズにいくことがあります。「事実婚の別姓であることで、社会的に不利な立場に置かれたことがあるか」とよく問われますが、私は今まで経験したことがないのでよくわかりません。別姓であることは同姓であるよりも社会のいろいろな側面でメリットがあると感じています。むしろ、通称使用として旧姓を名乗る職場の同僚を見ていると、何かと面倒そうだなあと気の毒に思います。

娘2人は、私の姓を名乗っていますが、2人を妊娠中に夫が胎児認知をしたため、夫の戸籍にも娘たちの名前が記載されています。2013年には、嫡出子の相続に関する問題も解消されたため（民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました）、娘たちにとっても私たち夫婦が事実婚で別姓であることで特に不利なことはないと思っています。日常生活の中で、親の姓を聞かれることはありませんしね（笑）。

★日本の家制度と結婚、結婚の未来

日本の民法では、夫婦は同姓しか選べません。そんな中 96%の女性が夫の姓を名乗っています。私は、大学やその後の就職先でジェンダーを研究してきた中で、どうして日本では夫婦が同姓を強制されるのか、女性が当たり前のように夫の姓を名乗るのかということに疑問を持ってきました。それは、日本における結婚というものが家制度に深く根差し、女は夫の家に嫁に入り、家長である男の配偶者として属するという伝統が根強く残っているためです。夫婦別姓を選択できないのは、世界中どこ見ても日本だけなのです。

2015年、夫婦別姓に関する訴訟がありました。憲法では男女平等を謳っているにもかかわらず、民法では夫婦別姓を選べないことが、違憲かあるいは違憲ではないかという争点でしたが、結局、「違憲ではない」という判決が最高裁で出ました。この判決は、そもそも男女平等という土壌があつてのことなら納得できますが、ほとんどの女性があまり深く考えずに夫の姓を名乗っている現実からすると、矛盾を感じます。

少子化が加速している日本ではいま、さまざまな政策が打ち出されていますが、産み育てるための環境を整備したり、婚活事業に投資する以前に、明治時代から続く古い民法、特に「家族法」と呼ばれるところを改正したらいいと思います。これだけ少子化で一人っ子カップルが増えている中で、姓をめぐる問題で結婚できない人たちが私の身近でも複数います。もし、法が改正されて夫婦別姓が選択できるようになれば、結婚のハードルが下がるのではないのでしょうか。日本の結婚の未来は、もっと選択肢が増え、多様なライフスタイルが当たり前にある社会になってほしいと切に願います。





『結婚さえできればいいと 思っていたけど』

(水谷さるこ 幻冬舎 2016年)

結婚すれば幸せになれるのでしょうか。「30歳までに結婚したい!」と駆け込み三十路婚した著者。でも、実際の結婚生活は想像していたものと違って…。『結婚とは何か?』を考え続け、自分なりの答えを見つけるまでを描いたコミックエッセイです。



『結婚と家族のこれから： 共働き社会の限界』

(筒井淳也 光文社 2016年)

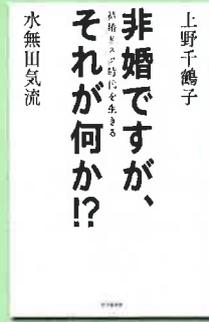
「共働き社会」に移りつつある今、結婚することや家族をもつことが難しい時代となっています。本書では、古代から現代までの結婚や家族について、家制度の歩みとともに辿り、結婚や家族の未来はどうなっていくかを考えます。



『結婚クライシス：中流転落不安』

(山田昌弘 東京書籍 2016年)

著者は日本の結婚難の現状「結婚クライシス」の背景には、「中流転落不安」があることを指摘します。また、その不安を象徴する現象として、「婚活」の実態を取り上げ、日本人の結婚に対する意識や社会のあり方を変える必要性を伝えます。



『非婚ですが、それが何か!?: 結婚リスク時代を生きる』

(上野千鶴子、水無田気流 ビジネス社 2015年)

現在、男女の結婚観が変わりゆくなかで「非婚化時代」を迎えています。団塊世代のおひとりさま・上野千鶴子さんと、団塊ジュニアで子育てに悪戦苦闘中の水無田気流さんが、経験とデータをつきあわせながら「結婚離れ」について語り合います。



図書室利用案内

貸 出：図書5冊、ビデオ・DVD2本(2週間)
開室時間：月～金 9:00～18:00 土日祝 9:00～17:00
休 室 日：第1・3・5日曜日、図書整理日
TEL：054-255-8763 / FAX：054-255-8759

男女共同参画社会づくり
宣言事業所・団体

株式会社 遠鉄ストア (浜松市)

宣言事業所・団体 1,503件
(平成29年3月15日現在)

●地域に安全・安心で新鮮な美味しい食品を提供する

遠鉄ストアは、遠鉄グループの中核企業として昭和48年に創立。現在、静岡県西部から愛知県三河エリアに32店舗を展開する。創立から40年余り、地域に密着したスーパーマーケットとして、時代のトレンドや、生活様式の変化を的確にとらえ、「商品」・「販売」・「鮮度」・「人」・「サービス」という5つの質を常に高めていくことをモットーとしている。従業員数は、全店舗で約3,300人。このうち女性従業員は約2,600人と、多くの女性がそれぞれの店舗で、さまざまな業務を担っている。

●従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮

販売促進部 営業企画課 主任の只保衣梨奈さんは、平成18年に遠鉄ストアに入社、4年前に産休・育休を1年間取得した後、復職した。復職時に業務内容や勤務形態について総務課に相談、現在のような、子育てと仕事をバランスよく両立できる労働環境に配慮してもらった。現在、チラシやPOPの制作を担っているが、この業務のスキルが浅いと感じているため、もっとスキルアップできるように勉強したいと考えている。

総務部 総務課 課長の武知晃司さんは語る。「当社を含めた小売業では、店舗の営業時間が長いことや定休日がほとんど無い中で、正社員の労働時間が長くなり、また、連続した休暇が取得しにくいという現状があります。そんな中ではありますが、店舗での作業が削減できるように業務の効率化や毎月2回所定時間より早く退社する「時短日」の設定、また、連続休暇の取得制度を設け、従業員一人ひとりが仕事と私生活の調和をとれるよう、会社としてできるだけサポートしていきたいと思っています。産休・育休後復職する従業員に対しても、できるだけ希望に沿う形で復職を促しています。また、当社ではキャリアに応じた教育プログラムを実施しており、スキルアップ研修のほか、食生活プランナー、スーパーマーケット検定、調理師など仕事に役立つ資格取得の支援も積極的に行っています。一人ひとりの人材を大切に考え、長期的なスパンで成長を見守ることが、当社を根幹から支え、地域のお客様が気持ちよくお買物できる売場を具現化できるのだと考えています。」



只保 衣梨奈さん(左)と武知 晃司さん
ただやす えりな たけち こうじ

山下 志保さん (男女共同参画ネット ミモザしずおか代表/三島市)



山下 志保さん

●興味を持ったならチャレンジ!

静岡県 男女共同参画課 主催の事業、「女性政策塾」の受講生有志が集まり、平成28年5月に「男女共同参画ネット ミモザしずおか」を立ち上げた。「女性政策塾」では、最終的に政策提言書を提出したが、その提言をどう実現していくか、実際に男女共同参画社会を実現するためのアプローチはどうしたらよいかということを考えた時に、やはり女性の議員立候補者や審議会委員を出していくことが重要と感じた。そのために、もっと女性の政治参画に関する勉強が必要だと考え、仲間と共に勉強会をやろうと話合ったのが団体立ち上げのきっかけだ。

もともと、生物学系の研究者として従事している中で、日本の理系女性研究者のキャリアの構築の難しさに疑問を持っていた。また、欧米に比べて、理系に興味をもついわゆる理系女子が少ないのも懸念している。科学や数学は女性のやる仕事ではないという固定観念が、日本社会全体にも根深く残り、女性たちがこの分野に足を踏み入れるのを躊躇している可能性もあるのではと感じていた。近年の理系女性研究者支援の高まりと共に、男女共同参画について学ぶ機会が増えていく中で、最終的に「女性の政治参画」も重要だと気づいた。

日本の女性政治家は国際的にみても極めて少なく、このことは、日本の政治に男女を問わず多様な民意を反映させることの重要性が欠落しているせいだと感じている。女性議員を増やすためには、さまざまな視点からのアプローチが必要で、そのひとつとして、モデルケースを作ることが重要と考える。「自分もこうなりたいという」というロールモデルがいることで、次に続く人材が育成されていく。また、男女の比率を割り当てるシステム(クオータ制)を導入することや、人々の意識改革に向けた取組みも必要と考えている。

どんなことにも興味を持ったらずまず動いてみるというのが持論。「男女共同参画」が気になり始めてから、これまで、「女性政策塾」受講の他、「静岡県男女共同参画会議委員」に応募するなどアクションを起こしてきた。そしてそういった活動の中で、人と人のネットワークを作ってきたことが、活動の次のステップに繋がっている。

自分自身は今のところ議員に立候補するつもりはなく、女性研究者支援や科学教育の普及活動を中心に、立候補を目指す女性たちを探したりサポートしたりすることで、自分なりの男女共同参画活動を進めていきたい。



男女共同参画地域活動
パワーアップ補助金

事業費 30 万円以上の事業に対して、1/3 以内の額を助成します (上限 50 万円)

【応募資格】

構成員がおおむね 10 名以上で、営利を目的とせず、公益性がある団体

【助成団体数】 3 団体程度

【応募方法】

指定の申込書類に記入し、静岡県男女共同参画課へ。申込用紙は、県のホームページ、あざれあナビからダウンロードできます。

【応募締切】 5 月 8 日 (月) 17 時必着

【応募先・問合せ】

静岡県男女共同参画課
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
TEL : 054-221-2824 FAX : 054-221-2941
e-mail : danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

平成 29 年度

静岡県男女共同参画社会づくり
活動に関する知事褒賞候補者募集

【表彰の各部門】

個人の部・団体の部、宣言事業所の部、チャレンジの部

【推薦・応募方法】

推薦書(個人、団体、チャレンジ)または、応募用紙(宣言事業所)に必要な事項を記入、押印の上、県男女共同参画課まで郵送または持参してください。用紙は、県のホームページから入手できます。

【選考方法】

提出された書類の内容に基づき、選考委員会において選考。事業所については、ヒアリング調査等もあり。

【応募期間】

平成 29 年 3 月 13 日 (月) ~ 5 月 8 日 (月) 17 時必着

【応募先・問合せ】

静岡県男女共同参画課
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
TEL : 054-221-3363 FAX : 054-221-2941
e-mail : danjyo@pref.shizuoka.lg.jp